

へていはく「我れは越前国加賀郡大野郷畝田村に有る横江臣成人の母なり。我れ齡丁なりし時に濫しく嫁ぎて邪姪し、幼稚き子を棄てて壯と俱に寐て多の日を逡て、子をして乳に飢ゑしめき。ただし子の中に成人はなはだ飢ゑき。先に幼き子をして乳に飢ゑしめし罪に由るが故に今乳脹る病の報を受く」といふ。問ひていはく「何にして此の罪を脱されむ」といふ。答へていはく「成人知らば我が罪免されむ」といふ」とみる。林夢より驚き醒めて、独心に怪び思ひて彼の里を巡り訊ふ。是に有る人答へて言はく「当に余れ是れなり」といふ。林夢の状を述ぶ。成人聞きて、言はく「我れ稚き時に母を離れて知らず。ただし我が姉有りて能く事の状を知る」といふ。姉を問ふ時に、答へていはく「実に語の如し。我れ等が母公は面姪殊しく妙にして、男に愛欲せられ濫しく嫁ぎて乳を惜みて子に乳を賜はざりき」といふ。爰に諸の子悲ひて言はく「我れ思ひ怨みず。何すれぞ慈母君、是の苦の罪を受くる」といふ。仏を造り經を写して、母の罪を贖ふ。法事已に訖りて後に悟の夢に曰はく「今、我が罪免されたり」といふ。誠に知る、母の両の甘き乳、寔に恩深しといへども惜みて哺育まざれば、返りて殃罪と成ることを。あに飲ましめざらむや。

いまだ作り畢らざる捨躰の像呻ふ音を生して奇しき表
を示す縁 第十七

沙弥信行は、紀伊国那賀郡弥氣里の人なり。俗姓は大伴連の祖是れなり。俗を捨てて自度し、鬢髮を剃除り、福田の衣を着て、福を求め因を行ふ。其の里に一の道場有り。号けて弥氣山室堂と曰ふ。其の村人等私の堂を造る。故を以ちて字とす法名は慈氏禪定堂と曰ふ。いまだ作り畢らざる捨躰の像一有り。弥勒菩薩の脇士なり。臂手折れ落ちて鐘台に居く。檀越量りて曰はく「斯の像を山の淨き処に隠蔵せ」といふ。信行沙弥、常に其の堂に住み、鐘を打つを宗とす。像のいまだ畢らざることを見て、なほ以ちて患とす。落ちたる臂は糸を以ちて縛り副く。像の頂を撫でて毎に願ひて言さく「当に聖人有りて、因縁を得しめよ」とまうす。淹しく数年の年を逡、白壁天皇の代の宝龜二年辛亥の秋七月の中旬に夜半より呻ふ声有りて言はく「痛きかな。痛きかな」といふ。其の音細く小さく、女人の音の如くして、長く引きて呻ふ。信行初は思はく、山を越えむとする人の頓に病を得て宿るとおもひ、すなはち起き

一 未詳。本説話以外に所伝をみない。
二 成人が知つたならば、私の罪は許されるであらう。女は成人に対して罪を犯している。成人が許すならば罪は消える。成人は私の罪を許すだろう。我曾不知、今我奉免(中卷十五縁)というこばを成人に期待しているのである。
三 越前国加賀郡大野郷畝田村。
四 私がその成人です。

五 原文為男愛欲。被動。

六 中卷十五縁。寂林の夢に再び成百女があらわれたのである。
七 迷いの世界を脱して淨域に渡された。より高い地位の存在へ転生した。

八 それどころか逆に。

第十七縁 あやしき表(一)の説話。

一 塑像。彩色がほどこされていたであろう。

二 「捨」は手でこねる意。塑像をあらわす(ばあいは「捨」とされることも多い。「捨像一軀」(西大寺資財流記帳)。「軀」は中卷十三縁。

三 元興寺の僧東域仁燈目録。生歿年未詳。

四 和歌山市上三毛、下三毛あたり。

五 原文(俗姓大伴連祖是也)。「祖字可疑、恐有誤(攷証)。本書では「俗姓」の語によつて示されるのは氏と姓。したがって「祖」は名とは考えにくい。先祖の意と解すべきであろうが、措辭に問題がある。

六 未詳。

七 「字」は通称。「法名」は、仏教的な名称の意。
八 「慈氏は弥勒。慈氏禪定堂」は弥勒菩薩の禪定の堂。「禪定」は、禪。心をしずめて覚りを得ること。

九 鐘樓。

一〇 堂内に「山室」とあり、下文に「越山之人」とあって、この堂が山越えの道すじにあつていたことをうかがわせるが、この山を越えなどのような道すじなかで、あきらかでない。ここに「山」とあるのも不明。「隠蔵乎山淨処」とあるのは、像を死屍のごとくみなしたの表現。↓下巻一縁、上巻十一縁。
一一 元造像を完成させるためのもの。経済的、人的な援助。
一二 七七一年。

て坊を巡りて覓むれども病人無し。怪ひて嘿然す。彼の病みて呻ふ音、夜を累ねて息まず。忍ぶること得ずして、起きて窺ひ見れば、呻 鍾堂に有り。実に彼の像なりと知る。信行見て一は怪び一は悲ふ。時に左京元興寺の沙門豊慶、常に其の堂に住む。彼の沙門を驚かし、室の戸を叩きて白さく「咄、大法師、起きて聞くべし」とまうし、具に呻ふ状を述ぶ。茲に豊慶と信行と、大に怪び大に悲び、知識を率引て、捻り造り奉り畢り、会を設けて供養す。今弥氣堂に安置きて、弥勒の脇士に居ける菩薩是れなり。左は法音輪菩薩、右は法音輪菩薩なり。誠を知る、願はば得ずといふこと無し、願ひて果さずといふこと無しといふは、其れ斯れを謂ふなり。斯れまた奇しき表の事なり。

法花経を写し奉る経師邪姪の為に現に悪しき死の報を得る縁 第十八

丹治比経師は、河内国丹治比郡の人なり。姓は丹治比なり。故を以ちて字とす。其の郡の部に、一の道場有り。号けて野中堂と曰ふ。願を発せる人有り。宝龜二年辛亥の夏六月に、其の経師を請へて、其の堂に法花経を写し

奉る。女衆参り集りて、淨き水を以ちて経の御墨の水に加ふ。時に未申の間に雲段れて雨降る。雨を避けて堂に入る。堂の裏狭少し。故に経師と女衆と同じ処に居る。爰に経師姪、心熾に発り、嬢の背に踞りて裳を挙げて婚ふ。閉の闔に入るに随ひ、手を携へて俱に死ぬ。ただし女口の遍を噛み出して死ぬ。斯に知る、護法の刑罰することを。愛欲の火身と心とを焦すといへども、姪心に由りて穢しき行をせざれ。愚人の貪る所は、蛾の火に投ぐが如し。所以に律に云はく「弱なる背のひとは自づから面門に姪く」とのたまふ。また涅槃経に云はく「五欲の法を知らば、猷 棄有ること無し。暫停ること得ず。犬の枯れたる骨を齧るが如くして飽歎く期無し」とのたまふは、其れ斯れを謂ふなり。

産生みたる肉団女子と作りて善を修ひ人を化ふる縁 第十九

肥後 国八代郡豊服郷の人豊服広公の妻懷任む。宝龜二年辛亥の冬十一月の十五日の寅時に、一の肉団を産生む。其の姿卵の如し。夫妻祥にあ

一 未詳。本説話以外に所伝をみない。
 二 大法師位は、天平宝字四年(去)に制定された四位十三階の僧位の第一位。信行の、豊慶に対する敬意をあらわす表現。
 三 上卷三十五縁。
 四 叶陀野撰撰・中に「又作 随心曼荼羅經、中央 弥勒菩薩、左方法音輪菩薩、右大妙相菩薩、四方四大天王、法華云記、七ノ七に弥勒菩薩の兜率天内院での説法を述べて、「时有二菩薩、即是侍者、一名法音(苑)とする古写本も存する林二名大妙相」とみえる。「大妙声」二大妙相、「法音輪」法音林、「法苑林」どの表記が本来のものか不明。本説話に「大妙声」法音輪とするのは、本説話が音書にかかわつての説話展開をみせていることに関係する。本書では、声をあげる仏像は弥勒像が多い。→中卷二十三縁、二十六縁、下卷二十八縁。

第十八縁 悪業についての現報説話。今昔物語集・十四ノ二十六に書承。
 五 経を写す者。
 六 未詳。本説話以外に所伝をみない。
 七 大阪府松原市、南河内郡美原町、大阪狭山市、八尾市東住吉区、平野区、藤井寺市、羽曳野市、堺市あり。
 八 野中郷に所在。羽曳野市の野中寺(?)との関係は不明。九七七年。
 九 「未」は午後一時から三時のころ。「申」は午後三時から五時のころ。「未申之間」は午後三時ごろか。→中卷十一縁。
 一〇 中卷四十一縁。
 一一 便屋陽神之手、遂為夫婦(二書紀・神代上)。「妹が手を取る」は歌垣の歌の慣用語(土橋寛)。→上卷二十八縁。

一〇 中卷三十五縁。一一 中卷十三縁。
 一 梵網經古迹記(下本(改証))。
 二 梵網經古迹記(下本に「律云、弱背自姪二面門」(松浦貞俊)。「弱背」は、柔軟な背なかの男「面門」は、口。自分の口を用いて自慰する。
 三 大般涅槃經・光明遍照高貴德王菩薩品。ただし、「無飽期」を欠く(改証)。
 第十九縁 三宝絵、法四に引用。三宝絵より本朝法華験記・下九十八に書承。
 一 肉のかたまり。底本訓釈肉団(シ)、ム良、下音断)。
 二 熊本県下益城郡松橋町豊福。
 三 未詳。本説話以外に所伝をみない。「豊服」は和名抄では「豊福」と表記されている。「ま」は「福」と同意であること。積名、釈言語「福、富也」に注意するならば、豊富、豊福、猴聖、というイメージの結びつきは、秀吉の「豊臣氏創始を連想させる。「とよとみ」は「豊富」という表記をまず連想させるものであろうから。
 三 七七一年。「寅時」は午前三時から五時のころ。詳細な日時が記述されるのは、この女子の誕生が文書にされ、そこに詳細な日時が記載されていたのであろう。下文の「貝聞人、合」国無「不奇」も文書の流布にかかわる記述であろう。

一 原文「不俄」。八か月という期間を長くと判断しての叙述(徐々に)の意か)なのか、短くと判断しての叙述(短時間を経ず)の意か)なのかわかり不明。不思議な誕生をしたかや姫の成長は三月ばかり(竹取物語)、「七日」(古今集為家抄)とされる。
 二 頭部と頸部のあたりに肉が盛りあがっている。